

# 理事職務規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本エクステリア建設業協会（以下「この法人」という。）の理事の職務権限、義務等を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長、副会長、専務理事をいう。

### (法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

### (理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行に参画する。

### (会長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (副会長)

第6条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- (2) 理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第7条 会長に事故あるとき又は欠けたときの順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

- 2 会長以外の理事に事故あるとき又は欠けたときの職務権限については、会長、または会長が指名した者が代行するものとする。

### 第3章 理事の責任

(善管注意義務)

第8条 理事は、善良な管理者の注意をもって、この規程に定める業務を処理する義務を負う。

(忠実義務)

第9条 理事は、法令、定款、社員総会決議を遵守し、この法人のために忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引)

第10条 理事は、競業取引及び利益相反取引について行う場合、理事会において、重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。また、取引後においては、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(不法行為責任)

第11条 理事は、民法に基づき、不法行為による損害を賠償する責任を負う。

(任務懈怠)

第12条 理事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(第三者責任)

第13条 理事は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、理事はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(その他)

第13条 理事は、この規程の定めるほか、法律に定める理事に係る責任・義務を負うものとする。

#### 第4章 雑 則

(細 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

#### 附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。